

名古屋市公報	令和 6年 7月 3日 第259号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市寡夫福祉資金条例施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課) (第67号)	5
○ 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課) (第68号)	7
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第69号)	9
○ 社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進課) (第70号)	11
告 示		
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第338号)	13
○ 道路附属物自動車駐車場の全部の供用の休止について	(緑土・自転車利用課) (第339号)	14
○ 市道戸田第43号線等と富田公園との兼用工作物管理協定について	(緑土・道路管理課、緑土・緑地管理課) (第340号)	15
○ 富山県及び石川県の一部の地域における市税に関する申告期限等の指定	(財政・税制課) (第341号)	16
○ 指定公金事務取扱者の指定	(緑土・東山総合公園管理課) (第342号)	17
○ 換地処分通知に係る公示送達	(住都・市街地整備課) (第343号)	19
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第344号)	20
○ 指定納付受託者の指定	(ス市・住民課) (第345号)	21
○ 本部機動部隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について	(消防・総務課) (第346号)	22
達		
○ 区長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進課) (第48号)	23
○ 区役所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進課) (第49号)	24
上 下 水 道 局 告 示		
○ 名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定の一部改正	(第11号)	25

交 通 局 告 示

- 市バスでP e t i t (プチ) 旅用企画乗車券の発売について (第 5号) 26
 - 1DAYお子サマーパス2024の発売について (第 6号) 28
-

交 通 局 管 理 規 程

- 会計年度任用職員就業規程等の一部改正 (第19号) 30
-

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課) 35
-

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市寡夫福祉資金条例施行細則の一部を改正する規則（第67号）

1 改正内容

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第 224号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 5条関係）

2 施行期日等

(1) 公布の日から施行します。

(2) この規則による改正後の名古屋市寡夫福祉資金条例施行細則の規定は、令和 6年 4月 1日から適用します。

○ 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第68号）

1 改正内容

一社駅自転車駐車場の一部の廃止等に伴い、名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則（平成27年名古屋市規則第 101号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 6年 7月 1日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第69号）

1 改正内容

市営住宅等の用途廃止に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 6年 7月 1日から施行します。

○ 社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則（第70号）

1 改正内容

生活保護法（昭和25年法律第 114号）の一部改正に伴い、規定を整備します。（本則関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 区役所処務規程の一部を改正する規程（第49号）

1 改正内容

住民票の写し等交付について、電子情報処理組織を使用した請求の受理を開始することに伴い、区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の規定を整理します。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 6年 7月 1日から施行します。

名古屋市寡夫福祉資金条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第67号

名古屋市寡夫福祉資金条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市寡夫福祉資金条例施行細則（令和 4年名古屋市規則第 141号）の一部を次のように改正する。

第 5条第 1号中「 314万円」を「 347万円」に改め、同条第 2号中「 157万円」を「 174万円」に改め、同条第 3号エ中「51,000円」を「54,000円」に改め、同条第 6号中「10万円」を「 105,000円」に、「33万円」を「34万円」に改め、同条第 8号イ及びウ中「 105,000円」を「 108,000円」に改め、同条第 12号中「30万円」を「32万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市寡夫福祉資金条例施行細則の規定は、令和 6年 4月 1日から適用する。

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第68号

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則（平成27年名古屋市規則第 101 号）の一部を次のように改正する。

別表一社駅自転車駐車場の項中

「

一社西	名古屋市名東区高社 一丁目 244 番	午前 0 時から午後 12時まで
一社南	名古屋市名東区一社 二丁目 84 番	午前 0 時から午後 12時まで

を

」

「

一社南	名古屋市名東区一社 二丁目 11 番	午前 0 時から午後 12時まで
-----	-----------------------	---------------------

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第69号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 2 改良住宅の表城北荘の項中

「

4 階建	昭和38年度	24
	昭和41年度	24
5 階建	昭和41年度	50
	昭和42年度	100

「
を

5 階建	昭和42年度	50
------	--------	----

に改

」

」

める。

別表第 2 1 店舗の表城北荘の項中

「

4 棟	101 号から 110 号まで	11,200円
店舗	1 号	135,600円

を

」

「

店舗	1 号	135,600円
----	-----	----------

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第70号

社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

社会福祉事務所長委任規則（昭和40年名古屋市規則第26号）の一部を次のように改正する。

本則第 2 号の 3 中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 338号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 6年 6月25日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 4年 4月27日 4指令住開指第 5号	名古屋市緑区有松町大 字有松字往還南 214番 4	名古屋市東区葵三丁目19 番 7号 矢作地所株式会社 代表取締役 芝山真明

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 339号

道路附属物自動車駐車場の全部の供用の休止について

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例（平成21年名古屋市条例第52号）第 7
条第 1項の規定により、次のとおり自動車駐車場の全部の供用を休止します。

令和 6年 6月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 自動車駐車場の名称

名古屋市吹上駐車場

2 自動車駐車場の全部の供用を休止する日

令和 6年 7月 3日（水）

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 340号

市道戸田第43号線等と富田公園との兼用工作物管理協定について

道路法（昭和27年法律第 180号）第20条第 1項及び第55条第 1項並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第 5条の10第 1項及び第12条の 6の規定に基づき、道路管理者名古屋市と公園管理者名古屋市との間において兼用工作物管理の協議が成立したので、道路法第20条第 6項及び都市公園法第 5条の10第 2項の規定により次のとおり公示する。

令和 6年 6月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 協定の名称

市道戸田第43号線等と富田公園との兼用工作物管理協定

2 協定の内容

市道戸田第43号線、市道春田第 3号線、市道戸田第 131号線、市道戸田第 170号線及び戸田明正一丁目自転車歩行者道線と富田公園とが相互に効用を兼ねる施設の管理の方法及び費用負担等について

3 協定の効力発生日

令和 6年 6月 3日

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課
緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 341 号

富山県及び石川県の一部の地域における市税に関する申告期限等の指定

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、令和6年名古屋市告示第13号（富山県及び石川県における市税に関する申告期限等の延長）において別途市長が定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所地又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所の所在地を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から同年7月30日までの間に到来するものについて、同月31日とします。

令和6年6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

都道府県名	地域
富山県	富山県
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 342号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 6年 6月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

株式会社 J T B

東京都品川区東品川二丁目 3番11号

株式会社セブンドリーム・ドットコム

東京都千代田区二番町 8番地 8

株式会社ローソンエンタテインメント

東京都品川区大崎一丁目11番 2号

名鉄観光サービス株式会社

名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

動植物園（東山公園）の使用料

展望塔（東山公園）の使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 6年 4月 1日

4 公金事務を委託した日

令和 6年 4月 1日

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 343号

換地処分通知に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業施行者江南市が発した土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133条第 1項及び第 2項において準用する同法第77条第 5項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が当該土地区画整理地内の愛知県江南市布袋下山町東 125番地（16街区 9画地）にある掲示板に掲示されています。また、通知の内容は江南市公式ホームページに掲載されています。

令和 6年 6月28日

名古屋市長 河 村 た か し

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
西尾 秀夫	名古屋市中区新栄二丁目 1番 7号	江南市布袋下山町北 74

名古屋市住宅都市局市街地整備部市街地整備課

名古屋市告示第 344号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 6月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市西区比良一丁目 154番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 345号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、
次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 6年 6月28日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定納付受託者の名称
S B ペイメントサービス株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都港区海岸一丁目 7番 1号
- 3 指定納付受託者に指定した日
令和 6年 6月24日
- 4 納入義務者から委託を受ける歳入
名古屋市電子申請サービスによる住民票の写し、戸籍に関する証明書等の
証明書交付手数料及び郵送料
- 5 指定納付受託者に納付させる始期
令和 6年 7月10日

名古屋市スポーツ市民局地域振興部住民課

名古屋市告示第 346号

本部機動部隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める
告示の一部改正について

平成13年名古屋市告示第 126号（本部機動部隊の事務所及び消防署出張所の
名称及び位置）の一部を次のように改正する。

令和 6年 6月28日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「		
本部機動部隊 第五庁舎	名古屋市港区金城ふ頭一丁目 1番地の 3	を
」		
「		
本部機動部隊 第五庁舎	名古屋市港区金城ふ頭一丁目 1番地の 3	に
名古屋市千種消防署 吹上出張所	名古屋市千種区吹上二丁目 5番11号	
」		

改める。

附 則

この告示は、令和 6年 7月12日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市達第48号

健康福祉局
区役所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月28日

名古屋市長 河村 たかし

別表第3 民生子ども課長の項第28号及び同表区民福祉課長の項第33号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

名古屋市達第49号

スポーツ市民局
区 役 所

区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

第 2 条第 1 項区政部市民課の項第12号中「郵送請求」を「郵便等及び電子情報処理組織による請求」に改める。

附 則

この達は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第11号

名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について（平成12年名古屋市上下水道局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月27日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第2項収納取扱金融機関中「海部東農業協同組合」を「あいち海部農業協同組合」に改める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

名古屋市交通局告示第5号

市バスでPetit（プチ）旅用企画乗車券の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、市バスでPetit（プチ）旅用企画乗車券（以下「プチ旅乗車券」という。）を次のように発売します。

令和6年6月28日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

1 料金

870円

2 有効期間

令和6年7月12日から令和7年3月17日まで

3 発売枚数

10,000枚

4 発売場所

各駅（上小田井駅及び上飯田駅を除く。）及び各乗車券発行所とします。
ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

5 使用条件

プチ旅乗車券は、1枚で大人1人が有効期間内の使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

6 発売期間

(1) 令和6年7月12日から同年9月16日まで

(2) 令和6年10月11日から同年12月16日まで

(3) 令和7年1月17日から同年3月17日まで

7 料金の還付

(1) プチ旅乗車券の料金の還付は、未使用の割引券付き台紙が付属しており、未使用の場合に限り各発売場所での取り扱い、その期間は令和7年3月17日までとします。

(2) プチ旅乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

8 不正使用

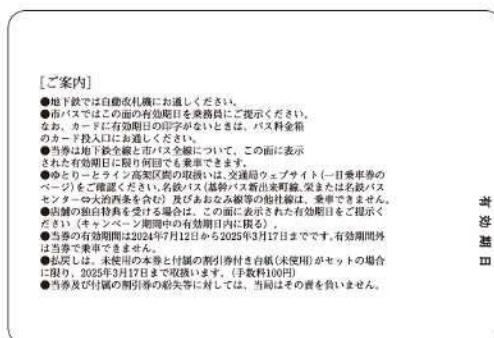
プチ旅乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

9 様式

(表)



(裏)



背
面
表
示

名古屋市交通局告示第6号

1 DAY お子サマーパス 2024 の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、1 DAY お子サマーパス 2024（以下「お子サマーパス」という。）を次のように発売します。

令和6年6月28日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

1 料金

310円

2 有効期間

令和6年7月20日から同年9月1日まで

3 発売枚数

10,000枚

4 発売場所

各駅及び各乗車券発行所とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

5 使用条件

お子サマーパスは、1枚で小児1人が有効期間内の使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

6 発売期間

令和6年7月20日から同年9月1日まで

7 料金の還付

- (1) お子サマーパスの料金の還付は、未使用の乗車券の場合に限り取り扱い、その期間は、発売日から令和6年9月1日までとします。
- (2) お子サマーパスの料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

8 不正使用

お子サマーパスの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

9 様式



(裏面磁気膜)

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局管理規程第19号

会計年度任用職員就業規程等の一部を次のように改正する。

令和6年6月27日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

(会計年度任用職員就業規程の一部改正)

第1条 会計年度任用職員就業規程（令和2年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「以内で別に定める時間」を削る。

附則第3項中「1,000分の1,025」の次に「（第5条に規定する1週間平均の勤務時間が15時間30分未満である者にあつては、100分の205）」を加える。

(期末手当及び奨励手当に関する規程の一部改正)

第2条 期末手当及び奨励手当に関する規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「同条第2項第6号」を「同条第2項第7号」に改める。

第3条 期末手当及び奨励手当に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第3号イ」を「第4条第3号ウ」に改める。

第4条第3号ウ中「（6月未満会計年度職員及び給与規程の適用を受ける職員を除く。）」を「（給与規程の適用を受ける職員を除く。）」。ただし、地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員のうち、給与条例第20条又は非常勤条例第8条第1項の規定の適用を受ける職員に相当する職員でない者を除く。」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「一会計年度」の次に「（6月に支給する場合においては、当該年度の前年度の12月2日から3月31日までの期間を含む。）」を、「第7条第1項に掲げる職員」の次に「又は第8条第1項に掲げる職員」を加え、「（以下「6月未満会計年度職員」という。）」を削り、同号イを同号ウとし、同号ウの次に次のよう

に加える。

エ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号。以下「非常勤条例」という。）第8条第1項の規定の適用を受ける職員

第4条第3号アの次に次のように加える。

イ 会計年度任用職員就業規程（令和2年名古屋市交通局管理規程第11号。以下「会計年度規程」という。）第31条の規定により期末手当が支給される職員

第7条第1項中「会計年度任用職員就業規程（令和2年名古屋市交通局管理規程第11号）」を「会計年度規程」に改める。

第8条第1項中「給与条例の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。）若しくは基準条例の適用を受ける職員（会計年度任用職員及び給与規程の適用を受ける職員を除く。）若しくは」を削り、「給与条例若しくは基準条例の適用を受ける会計年度任用職員」を「給与条例の適用を受ける職員（1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）若しくは基準条例の適用を受ける職員（1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分未満の者及び給与規程の適用を受ける職員を除く。）」に改め、「（前条第1項に掲げる期間から同条第2項に掲げる期間を除算した期間に相当する期間に限る。）」を削り、同項の次に次の1項を加える。

2 前項の期間の算定については、前条第2項に掲げる期間に相当する期間を除算する。

第11条第1項中「給与規程の適用を受ける職員」の次に「又は会計年度規程の適用を受ける職員のうち1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分以上の者」を加え、同条第2項第6号中「30日」の次に「（勤務しなかった時間について当該職員の1日当たりの正規の勤務時間をもって1日と換算する。次号及び第8号において同じ。）」を加え、同項第8号中「第16条の2」の次に「又は会計年度規程第18条第1項」を加える。

第15条の2第2項中「（前項各号に掲げる職員のうち職務の級5級又は6級にある者（以下「特定管理職員以外の評価対象職員」という。）であって別に定める1年間の業績について特に良好な評価がなされた職員（別に定

める者に限る。)については、当該各号に定める割合に100分の5を超えない範囲内で別に定める割合を加算して得た割合)」を削り、同項第4号中「100分の10」を「100分の10.5」に改め、同項第5号中「、前項第1号」を「又は前項第1号」に改め、「又はその他前項第1号から第3号までに掲げる職員のうち長期の経験を有する者として別に定める者（前各号に掲げる職員を除く。）」を削り、「100分の7.5」を「100分の8.5」に改め、同号を同項第4号の2とし、同号の次に次の2号を加える。

(4) の3 前項第1号から第3号までに掲げる職員のうち職務の級4級にある者であって、長期の経験を有する者として別に定める者 100分の8

(5) 前項第1号から第3号までに掲げる職員のうち長期の経験を有する者として別に定める者（前各号に掲げる職員を除く。） 100分の7.5

第15条の2第2項第6号を次のように改める。

(6) 前項第1号から第3号までに掲げる職員のうち職務の級4級にある者（第4号及び第4号の3に掲げる者を除く。） 100分の5.5

第15条の2第3項中「（特定管理職員以外の評価対象職員であって別に定める1年間の業績について特に良好な評価がなされた職員（別に定める者に限る。）については、当該各号に定める割合に100分の5を超えない範囲内で別に定める割合を加算して得た割合）」を削り、同項第4号中「100分の10」を「100分の10.5」に改め、同号の次に次の3号を加える。

(4) の2 前項第4号に掲げる職員（前号に掲げる者を除く。） 100分の9

(4) の3 前項第4号の2に掲げる職員 100分の8.5

(4) の4 前項第4号の3に掲げる職員 100分の8

第15条の2第3項第5号中「第4号に掲げる職員のうち課長代理の職務を命ぜられた者若しくは長期経験課長補佐又は同項」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(5) の2 前項第6号に掲げる職員 100分の5.5

第15条の2第4項を削り、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「第5項に掲げる」を「第4項に規定する」に改め、同項を同条第6項とする。

第15条の3第1号中「1,000分の915から1,000分の1,035」を「1,000分の875から1,000分の1,060」に改め、同条第2号中「10,000分の4,325から10,000分の4,925」を「10,000分の4,175から10,000分の5,025」に改める。

附則第3項中「同項第5号に掲げる」を「別に定める」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の期末手当及び奨励手当に関する規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員就業規程の規定及び第3条の規定による改正後の期末手当及び奨励手当に関する規程の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の会計年度任用職員就業規程の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、第1条の規定による改正後の会計年度任用職員就業規程の規定による給与の内払とみなす。

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正)

- 5 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成20年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「この規程による改正後の」を削り、「第6項」を「第5項」に改める。

- 6 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（令和5年名古屋市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「第9条の規定による改正後の」及び「同条第2項中「対

応して、当該各号に定める割合（」とあるのは「対応して、当該各号に定める割合（暫定再任用職員のうち、職務の級４級の括弧内の金額を適用する者については１００分の６、」と、「６級にある者」とあるのは「６級にある者又は暫定再任用職員のうち段階別職位表に掲げる課長補佐段階の職にある職員」と、「については、」とあるのは「については」と、」を削り、「同項第５号中」を「同項第４号の２中」に、「前項第１号の職員又は暫定再任用職員」と、「職務の級５級にある者（前号に掲げる職員を除く。）」とあるのは「職務の級５級にある者（前号に掲げる職員を除く。）、暫定再任用職員のうち職務の級５級にある者であって段階別職位表に掲げる課長補佐段階の職にある者（前号に掲げる職員を除く。）」を「前項第１号の職員若しくは暫定再任用職員」と、「第３号までに掲げる職員」とあるのは「第３号までに掲げる職員若しくは暫定再任用職員」と、同項第４号の３中「第３号までに掲げる職員」とあるのは「第３号までに掲げる職員又は暫定再任用職員」に改め、「及び暫定再任用職員」と、」の次に「同項第４号の４中「前項第４号の３に掲げる職員」とあるのは「前項第４号の３に掲げる職員（暫定再任用職員を除く。）」と、同項第５号の２中「前項第６号に掲げる職員」とあるのは「前項第４号の３に掲げる職員（暫定再任用職員に限る。）又は前項第６号に掲げる職員」と、」を加える。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 6月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

m o z o ワンダーシティ

名古屋市西区二方町40番 5 ほか17筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 西喜多 浩 東京都千代田区丸の内一丁目 6番 5号	三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 野々口 剛 東京都千代田区丸の内一丁目 6番 5号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地 1 ほか 131者	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地 1 ほか 126者

3 変更の日

- (1) 設置者の代表者については、令和 6年 4月 1日
- (2) 小売業者については、令和 5年 6月30日 ほか

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) 小売業者については、退店のため ほか

5 届出の日

令和 6年 6月13日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 6月28日から同年10月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年10月28日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課